

# “南アルプス振興券” 発行事業概要

南アルプス市商工会

## 1. 目的

南アルプス市商工会では、地域商工業者の厳しい経営環境を少しでも克服し、会員企業の売り上げ向上と地域経済の活性化を図るため、会員企業が結束し地域消費者に利便性を与え購買意欲拡大に繋げるための南アルプス振興券事業を実施し、「地元で消費！地域に活力を！地域に貢献！」の実現を目指し、地域消費者並びに会員事業所又関係各位の支援協力を頂きながら本事業を実施する。

## 2. 主催 南アルプス市商工会

## 3. 加盟事業所（振興券の取扱店）……※別紙の加盟店一覧表を参照

南アルプス市商工会の会員であって、本事業の趣旨に賛同する事業所とする。

加盟事業所となるには加盟負担金 3000 円を負担する。

\*小売・CVS・飲食・理美容・GS・自動車整備・サービス・製造・建設・建築業関連等基本的に振興券利用可能な商工会員全業種対象

## 4. 振興券名称&販売金額

本券は「南アルプス振興券」と称し、額面は 1 枚 1,000 円の振興券で、11 枚一セット（11,000 円）を 10,000 円で販売する。

## 5. 発行予定枚数

11,000 枚（一セット 11 枚綴り 1,000 セット）11,000,000 円分の振興券

## 6. 実施期間（振興券有効期間）

平成 20 年 12 月 1 日（月）～平成 21 年 4 月 30 日（木）までの 5 ヶ月間有効。

## 7. 商品券販売所（振興券の販売店）……※別紙の販売店一覧表を参照

平成 20 年 12 月 1 日（月）から 12 月 15 日（月）までの 2 週間、南アルプス市商工会南北センター&地区販売所にて一斉販売する。但し予定発行枚数が完売次第販売は終了するが、期間内に完売しなかった場合は商工会にて引き続き販売する。

- ・ 南部センター（旧櫛形町商工会）Tel283-0503
- ・ 北部センター（旧白根町商工会）Tel282-5733
- ・ 地区販売所（八田・白根・芦安・櫛形・若草・甲西）6 地区に数箇所設定

## 8. 振興券取扱い注意点

- （1）振興券購入は一人 1 回限り、購入限度は 20,000 円までで代理購入はできないものとする。
- （2）振興券の購入者は、他人への売買を禁止するものとする。
- （3）振興券有効期間以降の使用は無効とする。
- （4）振興券で購入した時の釣銭の支払や返金等を行わないものとする。

※不明な点は南アルプス市商工会（Tel055-282-5733）にご連絡下さい。